

Title	昭和五五年度三田史学会大会報告；小泉基金による講演会；昭和五四年度卒業論文・修士論文題目；昭和五四年度修士論文要約
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.244- 259
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0244">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0244</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が望まれる部分もあり、今大路家文書には未検討の史料が相当量残されていると思われる。それら、著者の今後に期待する所は少くないが、多年にわたって医史学の研究に精進し、西洋医学史に比して研究の進捗が遅れている漢方医学史、とくに後世派医学の歴史的位置づけを長足に前進させた著者は、文学博士の学位を帯びるに価する業績をあげたものと判定する。

昭和五六年三月八日

論文審査担当者

- 主 査 慶応義塾大学文学部教授 中 井 信 彦
- 副 査 順天堂大学客員教授 小 川 鼎 三
- 慶応義塾大学文学部教授 河 北 展 生

昭和五五年度三田史学会大会報告

昭和五五年度の大会は左記の通り開催された。今回は本会機関誌「史学」第五〇巻刊行を記念するため、特別のプログラムが準備された。また、昭和五四年度より設置された民族学・考古学専攻を中心に、民族学・考古学部会が加えられた。

- 一、期日 昭和五五年一二月六日(土)
- 一、会場 本塾三田校舎

研究発表

国史部会

- 1 違勅罪について

慶応義塾大学(大学院修士課程) 長谷山 彰氏

- 2 キリシタン宣教師と文禄・慶長の役

慶応義塾大学 柳田 利夫氏

- 3 幕政史における宝歴8年の意義

慶応義塾志木高等学校 山田 忠雄氏

東洋史部会

- 1 イルハン朝史料にみえる ungu-bogol について

慶応義塾大学(大学院修士課程) 白岩 一彦氏

- 2 高麗朝外官制に関する一考察

—高麗前期の防禦使をめぐって—

慶応義塾大学(大学院博士課程) 小見山春生氏

- 3 南宋の役法と税法

千葉工業大学 長谷川誠夫氏

- 4 ユーハンナー・ブン・マーサワイフの医学の箴言について

慶応義塾外国語学校 稲葉 隆政氏

西洋史部会

- 1 前四六二—一年前の国制におけるアレイオス・パゴスに

関して 慶応義塾大学(大学院修士課程) 中山 幸夫氏

- 2 近世初期における南西ランカシャーの石炭業

—バンクス家に見る地主の炭坑経営—

慶応義塾大学(大学院修士課程) 高橋 裕一氏

- 3 マツツイーニ

—「青年イタリア党」創設期における政治論の展開—

慶応義塾大学(大学院修士課程) 鈴木 邦夫氏

- 4 シュジェ・ド・サンドニの修道院統治について

鹿児島女子大学 小崎 閏一氏

民族学考古・学部会

民族学・考古学部会共通テーマ「民族学と考古学の接点」

総 会

会場 西校舎 五一七番

司会 慶応義塾大学 鈴木 公雄氏

a 事例研究

古代東北地方北部の民間信仰について

慶応義塾大学(大学院博士課程) 高杉 博章氏

古代イスラエルの都市化と宗教

—F. S. Frick, "The City in Ancient Israel"—

をもとに—

慶応義塾大学(大学院修士課程) 小淵 忠秋氏

b コメント

エスノ・アーケオロジーの方法

慶応義塾大学 近森 正氏

考古学と宗教伝統

c シンポジウム

慶応義塾大学 小川 英雄氏

公開講演

1 幕末期における「地域」の形成とその結節者

—色川三中をめぐって—

慶応義塾大学教授 中井 信彦氏

2 私の社会史への志向

一ツ橋大学名誉教授 増田 四郎氏

懇 親 会

会場 華都飯店(港区三田二一七一)

なお総会において、昭和五四年度会計報告が承認され、同時に

昭和五六年度よりの会費改訂(三五〇〇円、但し学生会費二〇〇

〇円)が可決された。

小泉基金による講演会

一、講師及び演題

キニヤ・ウィルソン氏「古代メソポタミア神話の一研究」

日時及場所

一、昭和五四年十二月十一日(火)午後一時—三時、塾監局第二

会議室

二、講師及び演題

D・P・マサレラ氏(山口大学)

'Recent Studies on the Political History of the Eng-

lish Revolution'

一、日時及場所

昭和五五年四月五日(土)午後二時—五時、新研A会議室

昭和五四年度卒業論文・修士論文題目

国史専攻修士論文

松本 健 南武蔵の横穴墓—その地域的特性と編年について—

浜野 一重 五世紀の倭—雄略朝を中心として—

次いで、総会及び懇親会が左記の通り開催された。

高橋 晴之 律令制下の嫡子制について

—皇位継承と『不改常典』—

武田 和晃 資材帳の研究—その制度史的一考察—

国史専攻卒業論文

吉田 真 東アジアの国際情勢と倭国

原田 洋 四・五世紀の半島情勢と倭

高橋 和生 古代国家の成立過程と兵制

岡 善則 「大化改新」私論

髭 かな子 大津皇子についての一考察

—天武朝の政策とその謀反を中心に—

金沢 厚紀 日本書紀と藤原不比等

中島 雅子 律令制下の宮下について

富本しほり 「采女」について

清水 直子 藤原仲麻呂について

川口菜穂子 吉備真備について

木下由紀子 和気清麻呂について

加藤 直子 鑑真和上と日本古代仏教

芦川 俊一 信濃への塩の道と干国街道

塩川 葉子 飛鳥時代における弥勒菩薩信仰

小泉久美子 飛鳥・奈良時代の観音信仰

篠原 慶之 法隆寺飛鳥彫刻の様式と源流

長島 純子 律令制盛期における女官

伊藤 文字 光明皇后と仏教信仰

真野 秀則 檀像彫刻に関する考察

湯浅 吉美 初期東寺に関する考察

上田 則夫 空海—その青年期

齊藤なお子 法然—その教義の成立

後藤 直樹 親鸞—生涯と思想

下境 博 十二世紀における刀禰の存在形態

神田 正美 中世初期における国衙機構の諸考察

河野洋一郎 承久の乱について

古川 桂子 武士道と切腹

由上 文字 中世の座について

白井 陽子 京の町と町組織について

石川 雅子 室町文化と同朋衆

伊藤 栄 戦国大名大友氏の領国経営について

大島 沢子 室町時代後期の美意識

屋代 安夫 分国法—伊達氏六角氏相良氏—その特質について

後藤 雅明 秋田仙北一揆について

鈴木 和子 会津のクリシタン、パウロ・モーアンについて

曾我水香子 大友義鑑の領国支配体制

中条 幹雄 反封建主義者安藤昌益

平野 裕久 化政期以後の小田原藩の動向について

浅越 洋子 岡山藩票村部における木綿機業の展開

—繰綿・木綿流通機構の分析—

深沢いづみ 近世村落における寺院の機能について

迫田 哲史 武州一揆の革命性

草野 忠悟 盤城平藩における元文一揆について

永盛いつ子 共同体について

荻原真佐子 甲府の町火消について

牧 玲子 生類憐み令の意義についての一考察

—捨子禁止令を中心にして—

杉山 英敏 小石川養生所—その成立と内部実態—

原田 孝弘 中村吉治の村落共同体論

根本 達也 江戸時代のマス・メディアについて—瓦版考—

島田 定治 下山人—明和事件発掘—

田所 幹生 『紅毛雑話』略考—好奇から啓蒙へ—

木俣 充博 柳田国男論

—柳田民俗学の歴史学的方法論の展開と限界—

畝田谷桂子 古伊万里と海外輸出

西脇由紀子 近世における種痘—その普及と意義—

井奥 成彦 九十九里浜の一臨海村落の近世における年貢の変化

について

北市 隆夫 歴史学と現代生物学

相馬 高道 秋田藩北浦一揆にみる「後期」藩政の展開

小池久美子 高野長英の半生

福田 幸夫 第一回遣米使節人選の本質

石田裕美子 薩摩藩々内政情の考察

—久光の率兵上京に至るまで—

吉沢 通子 諏訪忠誠政権に関する一考察

—京都幕閣との対立をめぐって—

加藤 啓一 幕末長州藩における奇兵隊・諸隊の考察

木村 直也 明治維新时期における日朝関係の研究

若狭 崇 明治初年の軍制の動向

平野 俊晴 明治前期農民騒動の研究

—神奈川県大住郡真土村騒動について—

臼倉 康晴 イニシェーションの物語としての昔話

小河 信一 コズモスの道

小沢かおる 考古学の普及について

—児童・生徒を中心として—

高橋 年光 南会津郡南倉沢の民俗誌作成を通して

—民俗調査とは—

東洋史専攻修士論文題目

伊藤 公夫 嘉靖海寇反乱の再検討

—嘉靖三〇年代前半の浙道における海寇反乱—

中山 清隆 先史時代における朝鮮半島と九州の文物交流

—東三洞貝塚出土遺物を中心に—

清水 文子 古代中国における「非神話化」の諸相

東洋史専攻卒業論文題目

飯島 正彦 十八世紀末乾隆安南遠征時における西山朝阮恵の軍

事的指導力について

家室 茂雄 清代の不応試の生監層について

石橋 映典 インド近代綿業の成立

—一九世紀のボンベイを中心にして—

市原 常夫 ドンソン資料の再検討

今村 幸夫 イスラム勃興期アラビア半島における商業

大倉真一郎 アージウイカ教の決定論と苦行

小木曾裕子 海寇王王道の活動を通じた明代嘉靖年間貿易の一考察

察

河合 真木 長江流域教案の背景

川村健一郎 東アジア農耕民の出産儀礼と穀物に関する一考察

北市 一博 香港関税封鎖

桐本 東太 山中の独脚鬼に関する一試論

―日本と中国の比較―

黒川 弘一 中国社会における「巫医」の役割

徐 韶 齋 ヤミ族の土器製作

千早 和子 エジプトの近代化におけるムスリム同朋団の意義

中村 勇男 バイブ教徒反乱の性格

中村 裕 日本における光頭器の発生過程

長谷川たへ子 清代の水手における「庵」と「幫」との役割について―とくに浙江省を中心として―

―

疋田 洋子 漢代におけるベトナム郡県支配の性格について

藤川 学 一六一―一七世紀におけるサファヴィー朝官制史

細井 雅史 トルコ共和国における文字改革の政治的側面

益子 哲也 漢武の経済政策考

―支配・被支配層の二つの見地から―

丸山 恭平 一九世紀におけるクルド族の反乱

溝呂木 武 旧唐書の日本に関する記載について

宮崎 賢一 モルデイヴ諸島の漁撈文化

宮田 律 一五一―一七世紀イランのインムニテート文書

安田 展久 李継遷の興起の背景とナシヨナリズム

野内 哲郎 西域三十六国について

矢野 峰男 清季および日坵時代初期の台湾における売買養女の諸相

諸相

西洋史専攻修士論文

原 信芳 国家社会主義ドイツにおける保守派抵抗運動の性格

川添 淳一 N・J・ダニレフスキーの汎スラブ主義思想の成立

―文化的・政治的考察―

大平 行雄 方法論としての個人主義または制度主義的個人主義

について

―カール・ポッパーの歴史哲学に関連して―

大久保紀子 カンタベリー司教座聖堂付属修道院の所領経営につ

いて

大嶽 卓弘 ワイマール共和制末期のいわゆる人民保守派につ

て

裏田 道夫 マックス・ヴェーバー「都市」論のパーспекティ

ヴーヴハーバー歴史社会学研究序説―

西洋史専攻卒業論文

五味 貫次 ルネサンス期の人文主義の展開について

―エラスムスに焦点をあてて―

勝浦 清通 イタリア・リソルジメントとマッチーニの政治思想

鈴木 克夫 ミシユレと「博物誌」の周辺

都筑 二郎 科学革命における神秘主義オカルティスムの系譜

横山 武司 ヴォルテールにおける近代的歴史概念

吉沢 正 ヘルダーの歴史理論

宮本 雅一 西スーダンにおける古代王国

中野 律子 スペイン内乱前史

牛島 正人 アイルランド大飢饉の社会史的考察—序説

吉武 憲司 ドウームズ・デー・ブック研究序説

加賀山 誠 チェコスロヴァキア事件の考察

芹川 裕子 冷戦—米ソ対立に関する歴史的考察—

武内 淳 ドイツ革命における左派の動向

—スパルタクス団の運動と挫折—

土屋 安正 インディアン・白人関係についての二つの相反する

学派について

矢野 政彦 シュトレーゼマンと「ドイツの強化」

加藤 優 マホメットとイスラム教の起源について

小林 章浩 イコノクラスムに関する一考察

中村 久夫 アイスランドの改宗

—北欧異教とキリスト教の関係について

折居 純 ルターと宗教改革の起源について

高木 千晶 ジャンセニズムに関する一考察

竹内 郁枝 ルネサンス期におけるキリスト教とフランス文学の

関係について

川島 信之 フランス革命における農民階級についての考察

渡辺 都 ロベスピエールの理想と現実

亀田 昌子 ギリシア神話におけるゼウスと太陽

小樽みどり イギリス先史時代の巨石文明

丸山 伸一 エーゲ文明研究序説

### 昭和五四年度修士論文要約

#### 五世紀の倭

—雄略朝を中心として—

浜野 一重

前半は倭の五王について。

五世紀の倭に関する記録は、中国の正史に記されているが、その中でも『宋書』は史料としての価値が大きい。これにもとづいて、坂元義種氏、武田幸男氏等の研究をふまえ、検討を加えた。

倭の五王の称号については、坂元氏のいう、次王の称号⇓前王の最高称号⇓除正⇓前王の最初の称号

というパターンは、倭の場合には成立しないということができ

る。  
また、王が自分の僚属に称号を仮に与えて、中国にそれを認め  
てもらおうというシステム（承制仮授）があり、倭の場合にも珍  
時倭隋等十三人を平西・征虜・冠軍・補国將軍に、済の時二十三  
人を軍郡に除正するよう求めた記事がある。武の時にも上表文に  
それらしい部分があり、武田氏は僚属への仮授の意にとるが、私  
は武自らの称号の仮授とみている。

これら承制假授の内容から、倭の国内統轄の様相を考察すると珍の時は統轄の発足期、済の時期は浸透期、武の時期は充実期といふことができよう。

後半は稻荷山古墳出土の鉄劍銘と、江田船山古墳出土の大刀銘との比較。

稻荷山古墳の年代は、五世紀終末から六世紀前半という考古学者諸氏の意見に従う。文字に關してもほぼ定説の訓み方をとるが「獲加多支齒」に關しては、藤沢一夫氏の説にもとづき「ワカタキシ」の訓みをとる。雄略であることに変化はない。

江田船山と比較しては、「典曹人」（役所を司る人）を調べているうち、曹に關しては『宋書』百官では大將軍の次の項に十二曹が記され、『南齊書』にも、大將軍になった場合十八を設置することができるといふ内容が記されていることがわかった。

これは、大將軍になった者が曹を設置できることを示しており江田船山の銘に雄略の名と典曹人という職名があること、武（雄略）が大將軍号を得ていることを考えあわせた場合、興味あることである。つまり、二つの記録が接点をもったことになる。

その他いろいろな史料を見合せると、五世紀の中でも雄略朝が一つの画期として、対外的にも各内的にもぬきん出た時代として認められるのである。雄略朝は、五世紀から六世紀への橋渡しの役割を果たし、日本古代國家の基盤を造り始めた時代といふことができる。

### 律令制下の嫡子制について

— 皇位繼承と「不改常典」 —

高橋 晴之

律令制下における皇位の繼承は、基本的には嫡系繼承である。しかし、平安朝以後、この原則は律令の衰退と共に變化し、兄弟による繼承へと變化してゆく。

この一方で、元明天皇即位の時に初出するいわゆる「不改常典」と見なされる一連の「法」という表現は、皇位繼承を規定する語として代々の天皇の即位宣言にうけ継がれている。

私は今回の論文に於て、この「不改常典」なる語が律令法と相互補完の關係にある「嫡系皇位繼承法」であるとする立場をとり皇位の繼承状態や語法からみて三期に区分されるべきである事、その制定者が宣命にある如く天智天皇ではなく、おそらく持統天皇であり、一般的な家の繼承の実態からも嫡系繼承は新知識に属するものである事、律令法体系における「嫡子優先主義」と律令法解釈の不統一が天皇家の内部事情、特に皇位繼承予定者の位置づけに影響をうけた可能性がある事等を論じた。

「不改常典」は聖武を対象とする第一期、及び孝謙を対象とする第二期と、桓武以後、対象者のない即位儀礼としての第三期にわかれ、第一期は天武嫡系の聖武を他の傍系と區別し第二期は藤原氏の後援による「嫡妻の子」としての孝謙を聖武の庶流及び天武系皇胤と區別する目的をもつ「嫡系皇位繼承法」としての性格を有するが、第三期に於ては、それ迄の天武系から天智系皇胤へ



皇位が移動した為中国的思想を強く保持していた桓武天皇によって祖先顕賞の性格を強く打出すに至った。

又、本来これと相互補完関係にある善の成文法たる律令に於て「嫡子」のみが厳密に規定され、對抗要素である嫡子同母弟と妻子の規定があまりであるのは、偶然第一期・二期いづれも皇位継承予定者の周辺に嫡子同母弟が存在せず、妻子も常に皇位継承から事前に排除されていた為、解釈と法意を統一する必要は常に「嫡子」にのみ関わっていた事が一つの理由ではないだろうか、嫡子同母弟や妻子が皇位継承範囲に出現するのは、既に「不改常典」が単に「珙の随に」即位した、とする即位儀礼の一つに变质した時代であり、皇位継承に「嫡系主義」を強調する必豊は既になく、家督や財産の相続法を、固有の慣習法である「兄弟相続」から律令的（即ち外来思想である）「嫡系相続」へ変化させようとする律令政府の努力が、目的を達しない内に中止された事が律令法における嫡子制の中途半端な解釈を理解する一つの手段であると考えている。

## 資財帳の研究

—その制度史的一考察—

松田和晃

「資財帳」は我国の古代史を研究するうえでしばしば利用される貴重な史料であるが、従来は主としてその豊富な記載内容についての目ざされることが多く、それ自体を古代において展開された一つの制度として把握する試みはあまりなされていなかったよ

うに思われる。そこで本論では資財帳の発展過程を追いながら、その歴史的必然性について考察を加えた。

資財帳の発生以前には、諸寺の田園などに対する監視を目的とした「田記」が、大化元年詔によって作成されていたと思われるが、その後国家による寺院監理の眼が不動産以外の寺院財産へと及んで行く過程で、霊龜二年に「田記」の機能を更に高めた「資財帳」という文書が誕生したのであった。一方、これとは別に寺院縁起も寺院由緒の認定を目的として推古三十二年以来作成されていたのであるが、この両者が一つに結合して「縁起資財帳」となるのは、各寺が統廃合を恐れることなく朝廷の保護政策の恩恵に浴せるようになった天平七年から同十五年頃までの間である。

そして天平十九年に至って「伽藍縁起并流記資財帳」という、資財帳の形式的完成をみる。この「縁起流記資財帳」は、壘田永世私財法の不備を是正し、更に寺院勢力を大仏造立に結集せしむるという二大課題を満足させるために、その保護・統制いづれの機能についても嘗てない程の権威を付与されていたのであった。ところが道鏡政権下にあつて天平宝字八年に出された格は、寺院を優遇するあまり、資財帳に毎年上進という制度的発展を与えたにもかかわらず、却つてその監視機能を後退せしむる契機となつたのである。以降、次第に資財帳の効力は形骸化して行き、遂に延暦十七年に進官が停止されてしまう。その後再進されることもあつたが、資財帳自身の崩壊をくい止めることは出来ず、縁起も資財帳から独立して新しい発展段階に入り、ここに資財帳制度は終止符を打つたのであった。

資財帳の本質を究明するためには、本論で扱った問題以外にも記載内容の分析や校訂本の作成などの課題が山積している。資財帳はその内容が豊富であるだけに、かかる問題を一刻も早く解決して史料価値を決定することが望まれる。

### 南武蔵の横穴墓

—その地域的特性と編年について—

松 本 健

古墳時代後期から終末期にかけて日本各地で造られた横穴墓は、前方後円墳等の高塚墳に比べ、その構造の上で地域的な特性が現われ易いことが知られている。本稿は南武蔵に分布する横穴墓の構造上の特性から地域区分を行い、更にこの地域での横穴墓の編年を行うことから、横穴墓の持つ地域性についての歴史的背景を知ろうとするものである。

本地域には多摩川・鶴見川の流域に多くの横穴墓が分布している。これらの横穴墓は玄室部の平面形態の基本形が玄室側に狭い梯形であること、玄室内に特別な施設を持たないことなどの共通した構造上の特性を有している。また、羨門部閉塞方法、天井形態別出現率、玄室部高幅指数から、南武蔵の横穴墓の地域的特性が後の律令制の郡の領域を単位としてとらえることが可能となった。本地域では古墳時代前期より、後の郡を単位として前方後円墳を中心とする古墳群が築かれ、それらの盟主達が一定のヒエラルヒーの下でひとつの政治的集団を形成していたと推測されるが、横穴墓に現われたこうした様相は、古墳時代末期においても

その体制が継続していたことを示し、またその中においても後の郡を単位とする領域毎に強い結び付きを持った集団が存在したことを示している。そして横穴墓の構造上の特性から、律令制の郡の初期の領域を、更には古墳時代前期から各地域を支配した豪族達の領域と関連づけて理解することが可能となることを示唆している。

横穴墓の編年は出土する副葬品で行うことが極めて困難であり、一般には横穴墓の平面形態の変遷や棺座・棺床等による型式分類によって行われる。玄室に棺座等の特別な施設を有する横穴墓は、初期のものから末期のものまで玄室前壁をよく残している。これは玄室前壁がそうした施設の一部を構成し、埋葬に際して常に機能しているためと考えられる。一方、特別な施設を持たない横穴墓では、玄室平面形態は方形から梯形へと移り、更には奥壁から羨門まで一直線に造られるようになる。埋葬に際し何ら機能するところのない玄室前壁部が次第に退化・消滅したものと考えられよう。南武蔵の横穴墓の編年はこうした平面形態の変遷によって行われるが、その編年は横穴墓同志の切り合い関係によって相対的に正しいものと言える。本地域では六世紀末から八世紀前葉にかけて横穴墓が構築されたと考えられるが、その期間は横穴墓の形態から六期に区分される。横穴墓造営の風習は七世紀後葉から八世紀初頭にかけてのIV期・V期に最盛期となるが、八世紀前葉には突然その造営が停止する。武蔵国府完成の時期と相前後しての横穴墓造営の風習の消滅、構造上の特性から郡を単位とする領域に区分される状況は、横穴墓被葬者層の性格を占う重要

な視点となると考えられる。

### 嘉靖海寇反乱の再検討

—嘉靖三十年代前半の浙直における海寇反乱について—

伊藤 公夫

嘉靖海寇反乱については、従来明朝海禁政策下の海外密貿易において独占的支配を行っていた東南沿海地方郷紳層に対して、中小商人が合資貿易資本形態を取り入れながらその支配から自立化を図る傾向が見られ、そして、これらの自立的中小商人層が当時沿海地一帯に増加していた貧窮民をとり込みながら互市の公許を求めて郷紳層及び地方の官司官軍に抗して立ちあがったものであるとの見解がなされていた。

しかし、この見解は必ずしも十分な実証によって裏付けられてはおらず、むしろ近年海寇反乱の背景をなしたとした海外密貿易における合資貿易資本形態による自立的中小商人層の形成と活動という点については、これを否定する研究が発表されている。

本論文では、自立的中小商人層の形成と活動という問題について、その批判的研究を若干補足する形で整理し、海寇反乱の実態については、従来海寇反乱を論ずる際に常にその主たる指導者の一人と見做されてきた王直について、その反乱事記をたどりながら王直と海寇反乱との関係について論じ、更に、嘉靖三十年代前半の江浙地方を中心とした海寇反乱およびその指導者について検討を加え、この海寇反乱が密貿易者が指導した反乱であるという従来の見解に対して問題を提起した。

### カンタベリー司教座聖堂付属修道院の

#### 所領経営について

大久保 紀子

ケントがイングランドの中で際立った特色をもつ地方であったことはよく知られている。数々の特色のうちケントにとって大きな意味をもつと思われるのは、商業的票業が非常に早く発展したということである。私は、ケントにおいて商業的農業が本格的に始まったのは十三世紀から十四世紀にかけての直営地経営拡大の時期であると考え、その頃のカンタベリー司教座聖堂付属修道院の所領経営を調べることによって、商業的農業の実際の内容を明らかにしようとした。

当時、経済動向（人口増加、地価上昇、物価高、賃金労働者の増加、インフレ）を反映して、領主達は所領を賃貸して価値の低下した地代を得るよりも、直接経営して市場向けの作物を栽培するようになった。負債を負っていたカンタベリー司教座聖堂付属修道院でも院長イーストリーが財政機構を整備して組織的な直営地経営を進めた。彼は財政管理に携わる出納局を充実させ、長老修道士会の力を拡大して財政及び所領経営上の問題を審議させることにした。会計監査が定期的に行なわれ、決算報告書がまとめられてある程度計画的に予算がくめるようになったのも出納局、長老修道士会のはたらきによるところが大きい。また所領管理のために四人の修道士管理役人をおいた。修道士管理役人は、マナーを巡回して長老修道士会で決められた細々とした票業経営方針を

伝えたり、マナー毎に貢租を決めてその納入を請け負ったりすることによって中央の機構と各所領とを結ぶパイプ役を務めた。こうした組織の下に、マナーでは市場向け作物の生産高を増やすために、泥灰土をまいて土壌を改良したり、種を毎年変えて播種率をあげるよう努めたり、市場で高値のつく小麦の作付面積を増やしたさりとさまざまな工夫がなされた。羊毛の販売も従来のように個々のマナー単位で売るのでなく出納局が責任を持って管理し販売するようになった。こうした努力で実ってケントにある主なマナー15のうち10までがイーストリー時代に穀物売り上げ額の最高を記録しており、修道院の収入も増えて負債を返済することができた。会計監査をしたり、決算報告書を出したりする財政機構が整っていたこと、修道士管理人を通じて各マナーと中央の財政機構が有機的に動くしくみができていたことなどが商業的農業の発展を助けたのである。

今後の課題としては、ポスタンによって「一大穀物生産工場」と評されたこの所領の生産の内容をより詳しく知ること。ケントにおける商業的農業の性格を明らかにするために、生産物がどこでどのように売られていたのか、ロンドン及び大陸とどんな関係をもっていたかを考え、イングランドの他の地方と比べてみると。以上の二点があげられると思う。

ワイマール共和制末期のいわゆる

人民保守派について

―ワイマール共和制下の保守穏健派への一考察―

大嶽 卓 弘

一九七〇年、ハインリヒ・ブリュニクスの回顧録が公にされると、従来から続いていたワイマール共和制末期の政治状況を辿る論争は一層活発となった。ただこの論争過程で出されたいくつかの論文・著作を見ると、その論点がブリュニクス又は彼の内閣の性格づけ、位置づけを指すに急であって、その議会、政党との関係への考察が欠けているように思われる。ブリュニクス自身は中央党であるが、同政府の中で異常に重きをなしたのが人民保守派 *Volkskonservativen* と呼ばれる一派である。彼らは右翼の国家人民党がフリーゲンベルクによって急進化していった時、これと対立して分裂した人々であった。本論文で人民保守派に着目した第一の理由はこのブリュニクス与党としての面である。彼らは一九二九年、三〇年と二度産ぶ声を上げ人民保守連合を結成した。しかし同連合は本論文の分析によれば二派に明確に分かれる。ドイツ保守党以来の保守派で特に農業界に強く結びついていたヴェスタルプ派と、ワイマール期特に台頭して来た新右傾思想の影響を受けたトレヴィラヌスらの「人民保守連合派」である。彼らに共通するのはその右翼としての基本的思考と反フリーゲンベルクの立場、そしてブリュニクス支持の方向であった。究極的に人民保守派としての最大公約数はこの点にしか見い出せ

ない。人民保守派内二派の区分を重視するのはそのためである。名望家集团的性格の強いヴェスタルプ派は当初同連合の主導権を握るが間もなく組織を把握している人民保守連合派に主流派の座を明け渡すこととなる。しかし後者が主流となつてからの人民保守連合が示したのは明白な脱議会主義の理念の実践であつた。

人民保守連合の組織も、地域的バラツキが非常に強く感じられる。結局彼らは一九二九年から一九三二年までの短かい政治生命しかなかったので強力な組織も作れなかつたのである。同連合内二派のうちヴェスタルプ派が人民保守派に於ける「古い」面を、又人民保守連合派が「新しい」面を代表するといつた単純化の図式は魅力的ではある。しかし後者の脱議会主義的傾向の中に潜む消極性は、到底ナチ党の大波に耐えうるものではなかつたように思われるのである。尚、今後の課題としては、今回不十分に終つた人民保守連合派のイデオロギー面の検討が挙げられよう。

### 国家社会主義ドイツにおける 保守派抵抗運動の性格

原 信 芳

ナチス支配下のドイツには様々なタイプの抵抗運動が存在した。共産主義者の地下運動を不当に低く評価するつもりはないが現実政治の上でヒトラー政権により大きな脅威となり得たのは、軍部・官僚・旧保守黨員などから成る反全体主義の策動ではなかつたろうか。小論は、彼らの遺した内政・外交に亘る綱領プログラムの分析

及び抵抗の最大の発現である一九四四年七月二〇日の反ヒトラー・プロットの検討を通して、この派の抵抗運動の性格について若干の考察を試みるものである。

これまでの研究史を通観すれば、彼らの反ナチ運動に対する諸家の見解は凡そ三つに収斂される。即ち、この派の理性的で穩健な態度を強調し、彼らとナチスを全く対照的にとらえる主に西独史学界長老級教授の立場、彼らとナチスとの対立を同一支配体制内の仲間割にすぎないとする東独の史家の立場、この派の抑圧運動をプロイセン保守勢力の再編成として批判するが、それでも彼らの反ナチ行動に一定の評価は与える西独史学界のリベラル派と英米の研究者の立場、である。

保守派抵抗運動は権威主義的国内秩序の回復を欲していたし、対外的にはズデーテン・ポーランド回廊のドイツ帰属、独塊合邦アンシュルスを要求するなど大ドイツ主義の立場に立っていた。ベック Ludwig Beck、ゲルデラー Carl Goerdeler は、ドイツ国民主義者、プロイセン保守主義者であり、その信念に従つて抵抗運動に入ったのである。一九四四年七月二〇日の陸軍参謀本部を中核とするクーデターは、ベルリン、ウィーン、パリなどで一部の陸軍部隊が蜂起しただけであつて鎮圧された。処刑者のリストからこのプロットを担った人々の構成を調べてみると、それが一種の貴族反動だつたことがわかる。七月二〇日事件の失敗原因は、ヒトラーが生きていたというような偶然事にあるのではなく、この派の抵抗運動が旧式な名望家達によつて指導されていて国民的基盤をもつていなかった点に求められよう。なればこそ、彼らは

一部陸軍高級将校の陰謀的蜂起に期待するより他なかったのである。

保守派の抵抗運動者は、紛れもなく保守主義者であり大ドイツ主義者であった。彼らとナチスとの対立は反ファッショ抵抗運動というよりは、ドイツ国家の主導権をめぐる旧エリート対ナチスの権力闘争と言った方がよいだろう。ただ彼らの対外要求には一定の限度があったことも事実である。例えばハッセル Ulrich von Hassell は、ヴェルサイユ条約の領土規定のうち西側国境については、これをうけいれたのである。私は、この派はベートマン・ホルヴェークやラーテナウからシュトレーゼマンを経由するドイツ帝国主義の中間コース・柔軟路線を継承する一派である、と考えている。

ドイツ抵抗運動の研究は、プロイセン・ドイツの保守主義・軍国主義の流れとナチスとの関係を考える上で何らかの示唆を与えるだろうし、また国家社会主義体制下のドイツ社会の解明に一つの鍵を提供するであろう。

マックス・ウェーバー『都市』論の

パースペクティヴ

―ウェーバー歴史社会学研究序説―

裏田道夫

ウェーバーの所謂『都市』論（『経済と社会』中の一節）非正当的支配。都市の類型学）は、従来主に都市社会学の実際的アプローチより眺められ、ウェーバー研究においては、やや等閑視さ

れてきたきらいがある。

しかし、『都市』論が成立した思想的背景および『経済と社会』中の一節として組み込まれた事情を検討するとき、ウェーバーの歴史社会的思考に占めるそれは、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』をはじめとする宗教社会学諸研究や支配社会学諸論文にましても重要性をもつ。

小論では、以下の三つの探求方針のもとで『都市』論の形式批判を行なっている。

(1) 『都市』論の成立経緯をウェーバーの思想的発展過程において辿る。とくに彼自身のプランによって『都市』論をその中に組み入れようとした『経済と社会』の成立意義と、それが後期ウェーバーにおいて開示される基底的問題意識（「合理化過程」論）との関連性の如何を探る。

(2) 『都市』論の内的形式批判。

方法論的基礎及び内容展開を追跡し、『経済と社会』中での『都市』論の位置付けの変遷過程（マリアンネ・ウェーバー編纂版『ヴェーバー全集』を辿る。更に従来のヴェーバー研究における『都市』論の代表的受容諸動向を検討する。

(3) 『都市』論の外的形式批判。

『都市』論と他の歴史社会学関係諸論文との構造的連関およびその連関の可能的妥当性を検討することにより、『都市』論の歴史社会的パースペクティヴを確定し、併せてウェーバーの「合理化過程」論の具体的フェーズを把握する一方途を提示する。

ウェーバーの「合理化過程」論は、特殊ドイツ的事態、就中帝国の経済構造の発展シフトと矛盾・齟齬をきたす階級的政治状況の克服に導かれ乍らも、「近代ヨーロッパ」文化世界総体としての史的固有性（生の全般的合理化）を剔出することにあつた。

彼の比較宗教社会学諸研究が、西欧宗教の倫理化と近代資本主義エートスとの適合的因果連関を浮き彫りにするモテューフに支えられていたとするならば、『都市』論における都市諸類型の比較考察の中心は、そのモテューフの歴史社会的土壌を實質的に提供する西欧の都市ゲマインデの特性剔出にあつたと考えられる。

一方、ウェーバーの正当的（伝統的・カリスマ的・合法的）支配類型論及び官僚制論を「合理化過程」論の相下で把えるときに『都市』論の視野は積極的意味を帯びる。

小論では『都市』論の形式批判によって、ウェーバー研究における『都市』論の積極的意義付けを試みている。

N・J・ダニレフスキの汎スラブ主義思想

—政治的文化的・要因—の要旨

川添淳一

私の論文の目的は、ダニレフスキの主著「ロシアとヨーロッパ」の主内容である汎スラブ主義思想が成立してきた政治的要因と文化的要因とを明らかにすることであつた。結論を先に述べれば、政治的要因としては、折しも成立しようとしていたドイツ帝国の脅威が挙げられ、文化的要因としては、西欧文化のロシアへ

の激しい流入によるロシア固有の民族文化の抑圧によるダニレフスキのロシア人としてのアイデンティティの喪失が挙げられる。

さて、ダニレフスキの汎スラブ主義思想の特色は、文化歴史類型理論にあり、私の論文の視点から視て重要なのは、「文化歴史類型の発展法則」である。ダニレフスキは五つの法則を挙げているが、それらの内の第一・第二・第四の法則が、彼の汎スラブ主義の綱領を裏付けるものとして、特に重豊である。第一法則「特殊な言語、あるいは、それらの類似が直接に感知されるために、それ以上深い言語学的研究を必要としない程十分に接近している一群の諸言語によって特徴付けられているすべての民族あるいは諸民族の家族は、それらが一般に、それらの精神的萌芽に従って、歴史的発展の能力を有し、既にその幼年期を経過している時には、一つの独立した文化歴史類型を形成する」第二法則「一つの独立した文化歴史類型に固有な文明が、生じ、発展しうるためには、その類型に属する諸民族が政治的独立を享受することが不可欠である。」第四法則「すべての文化歴史類型に固有な文明は、その文明を形成している人種の諸要素が多様である時にのみ——それらが、一つの政治的な全体に呑み込まれることなく、独立を享受しながら、一つの連邦あるいは一つの政治的国家体系を形成している時にのみ、充いつ・多様性・豊じょうさを獲得する。」ダニレフスキは、「ロシアとヨーロッパ」の主題をスラブ的文化歴史類型に特有な文明の実現という事柄に置いているのだが、第二法則に述べられている様に、そのためには、スラブ的類

型を形成する諸民族が政治的独立を享受する必豊があると考え、スラブ諸民族から成り、ロシア民族が指導する汎スラブ連邦を彼は案出する。この連邦が西歐諸国家の連合と戦いを交えて勝利した時に、スラブ諸民族は政治的独立を享受することとなり、スラブ的類型に固有な文明が生じるのである。そして、ダニレフスキが、ことさらにスラブ的文明を強調するのは、西歐文明のロシアへの流入によって、ロシア固有の民族文化が窒息させられて、ダニレフスキ自身がロシア人としてのアイデンティティを失なつた結果、彼の心に激しく渦巻いたアイデンティティ回復への欲求によるのである。

以上が、私の修士論文の要旨である。

方法論としての個人主義あるいは

制度主義的個人主義について

—カール・ポパーの歴史哲学に関連して

大 平 行 雄

アガツシの制度主義的個人主義は、「人間の行動は社会制度の参照なしでは説明されない。それ故社会学を行動の心理学的分析へ還元することはできない」との含意をもつ制度主義的考え方と「国家や社会集団のような集合体の『行動様式』と様々の『行為』とは人間諸個人の行動様式と行為に還元せなければならぬ」とする個人主義の主張が矛盾なく統合されうることを示そうとするものであった。これによってポパーの個人主義は制度主義的個人主義の名を与えられた。

アガツシの考え方はポパーの主張に合致しているが、ポパーと同様、人間の相互作用から帰結する何らかの規則性の認識志向が必要以上に弱いという欠点をもっている。例えばアガツシが社会変化の理論の範例として挙げている「労働組合の組織化↓資本家連合の組織化↓政府の干渉」といった事実の連鎖は、諸個人の問題状況と状況に対する諸個人の行為の相互作用を事態の発端から跡づけていくことで、発端において個人の意図しなかつた社会的帰結が生ずる道筋を示すものであるが、これが何らかの意味で社会変化の理論として十分に有効性を持ちうるかどうかは疑問である。というのはある発端の事実Aが何故意図されなかつた帰結を生じさせたのかという問いに対して、Aが起り、Bが起り、……そして結局となったという形で事態の生起を単に継時的に語る以上の答えを供しうるのかという点で悲観的にならざるをえないと思われるからである。

われわれの問題は発端から帰結までの一連の過程を何らかの意味で必然的であると見做す理論の存在可能性である。社会的状態が封建性、市民社会あるいは官僚性といった形で一応の全体的性格が規定され、一方そういった社会や制度を支える多数の個人に関する事実が複雑で到底枚挙不可能であるならば、社会的変化を諸個人の相互関係の帰結として「完全に」描き出すことは不可能であり、むしろ社会の変化をそれとして語ることがより有効性をもつだろう。ここで重豊かな点はこうした形で社会的変化を語るにせよ、その変化の動因を非人間的な何ものかに帰する必要はなく諸個人とその相互関係の複雑さが徹底的な説明をなされないまま



まさに省略されていると考えねばならないということである。したがってわれわれが社会的変化についてある法則的命題を語る時、<sup>Law-like</sup>諸個人が特定化されない場合でも個人主義者が批判する全体論の誤りに陥らないという可能性はあるわけである。

非人間的要因のためにではなく、まさに人間的要因のために事態が必然性をもつということは一見そう思えるよりも多いと思う。

## 受賞

本会員高瀬弘一郎氏は、『キリシタン時代の研究』  
(昭和五二年 岩波書店刊) により昭和五四年日本学士院賞を受賞  
されました。

## 編集後記

昨年度『史学』五〇巻記念号刊行に際しては、諸賢の御協力により大冊の記念号を編集・刊行し得ることが出来ましたことに関係者一同感謝にたえません。なお、三橋富士男、宮崎洋両氏の論文は、五〇巻記念事業のために寄せられたものでありますが、編集その他の事情のため、特に本号に移させて頂きました。両氏の御寛裕に深く感謝致します。おかげで、新発足の五一巻を雄篇でかざることが出来ました。

また五〇巻記念事業のため、数年分の彙報がおくれ今号、次号に分載致します。この間、前会長、西岡秀雄、中井信彦両氏が停年退職されました。西岡前会長の送別の言葉はおくればせながら、今号に、また、中井前会長のものは、近く然るべき機会に、掲載させて頂きます。

## 予告

本年度三田史学会大会は十二月五日(土)に予定しております。詳細決定次第会員の皆様に改めて御通知申し上げますが、多数御参加下さいますようお願い申し上げます。